

第13回大館市・比内町・田代町合併協議会会議録

日 時：平成16年11月8日（月） 午後1時30分

場 所：比内町役場 2階 大会議室

会議の次第

1. 開 会
2. 会長あいさつ
3. 議 題

（1）協 議

- 協議案第18号 新市建設計画について（継続協議）
- 協議案第52号 病院、診療所の取扱いについて（継続協議）
- 協議案第57号 財産の取扱いについて（継続協議）
- 協議案第60号 高齢者福祉事業の取扱いについて（継続協議）
- 協議案第61号 学校教育事業の取扱いについて（継続協議）
- 協議案第63号 合併協定書案について
- 協議案第64号 合併関連議案等について

4. その他
5. 閉 会

出席者氏名（敬称略）

会長	小 畑 元		
副会長	佐 藤 賢一郎	吉 田 光 明	
委員	伊 藤 毅	渡 辺 久 憲	荒 川 邦 隆
	中 村 弘 美	畠 沢 一 郎	吉 原 正
	菅 原 金 雄	岩 渕 吉三郎	佐 藤 照 雄
	虻 川 景 一	齋 藤 恵 子	中 田 直 行
	仙 台 隆 義	武 田 砂代子	若 松 栄三郎
	小笠原 豊	高 坂 清 子	佐 藤 信 行
	石 井 護		

幹事長	佐 藤 忠 信		
副幹事長	出 島 雄 蔵	田 村 正 己	
幹事	木 村 俊 彦	山 本 貢	佐 藤 孝 昭
	本 間 勲	工 藤 堅 成	五十嵐 強

専門部会・分科会職員

企画部会	中 山 吉 行	財務部会	本 多 和 幸
財務副部会長	日 景 港	財務副部会長	中 村 勇
財政分科会長	木 村 勝 広	病院部会長	芳 賀 利 夫
病院部会	小 林 雪 夫	病院副部会長	明 石 和 夫
病院分科会	松 沢 功	福祉部会長	田 中 良 男
福祉部会	山 本 貴 司	教育部会長	秋 山 慶 紀
教育部会	阿 部 鉄 義	学校教育分科会長	三 浦 秀 明
学校教育分科会	佐々木 修		

事務局長	斎 藤 誠		
事務局次長	松 田 博	田 中 裕 幸	阿 部 賢 悦
事務局職員	本 多 恒 博	佐 藤 税	竹 村 邦 人
	佐 藤 拓 人	工 藤 学	安 保 貴 洋

欠席者名（敬称略）

会議経過

午後1時30分 開 会

○**司会** 本日は、お忙しいところご出席くださいまして、誠にありがとうございます。

それでは、ただいまから第13回大館市・比内町・田代町合併協議会を開会いたします。

開会にあたりまして、会長であります小畑大館市長からご挨拶を申し上げます。

○**小畑 元会長** 委員の皆様には大変お忙しい中このようにご出席いただきまして、ありがとうございます。心から御礼申し上げます。

前回、第12回の合併協議会では、継続協議となっておりました病院、診療所の取扱いなど7件の案件について、長時間にわたってご協議いただきまして、大変ありがとうございました。

いよいよ協議も大詰めとなりましたが、本日は、継続協議となっております新市建設計画が、県との内協議を終えましたことから、県知事への正式協議案など、5件の継続協議案と、新たに合併協議案、協定書案と合併関連議案等の2つの案件についてもご協議いただくこととなっております。

本日もまた、長時間にわたっての協議となりますけれども、どうかよろしくお願い申し上げます。開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

○**司会** どうもありがとうございました。

続きまして、本日の会議に移りたいと存じますが、会議に先立ちまして、本日の出席委員数をご報告申し上げます。本日は、委員21人全員が出席しておりますので協議会規約第11条の規定により、本会議が成立いたしますことをご報告いたします。

また、本日の説明員としまして、企画、財務、福祉、教育、病院の各専門部会から部会長等関係職員が出席しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

会議の前にお願ひでございますが、議事録を公開しております関係で、会議の発言は録音させていただいております。恐れ入りますが、ご発言の際には、挙手の上、指名をされましてからマイクを使用して発言してくださいようお願い申し上げます。

それでは、協議会規約第11条第2項の規定に従い、会長から会議の進行をお願いいたします。

○**議長** それでは、暫時、議長を務めさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

会議に入ります前に、会議運営規定第5条第2項の規定に基づきまして、本会議の会議録署名委員を指名させていただきます。比内町の若松栄三郎委員、田代町の佐藤信行委員にお願いしたいと思います。どうかひとつよろしくお願い申し上げます。

それでは、会議に入りたいと思います。

会議次第に従いまして、（1）協議を議題といたします。

協議案第18号、新市建設計画についてを議題といたします。

新市建設計画については、協議会で原案を確認いただき、県の合併支援室や市町村課など、関係各課との内協議を行ってございましたが、これが終了しまして、何カ所か指摘された部分等について修正を加えた形で「県知事へ正式協議するための案」として本日提案されております。原案からの修正箇所等について、それでは事務局から説明をお願いします。

○**事務局** 協議案第18号、新市建設計画案についてご説明申し上げます。

新市建設計画につきましては、第9回協議会におきまして、秋田県との内協議原案としてご確認をいただきましてから、これまで県との調整を進めてまいりましたが、このほど内協議が整いましたの

で、今回お諮りするものでございます。県との協議により、一部修正させていただきました部分につきましては、お手元にお配りしております参考資料として新旧対照表に整理してございますが、いずれも文書表現や語句、数字等の軽微な修正で計画内容に変更を及ぼすようなご指摘はございませんでした。表現等の軽微な修正箇所につきましては、大変恐縮でございますが、ご説明を省略させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、計画書冊子の51ページをお開きくださいますようお願いいたします。51ページの第4章、県の推進事業につきましては、県の各部局との調整を終えまして、今回初めて掲載したものでございます。掲載されております各事業につきましては、県の予算確保が確実な継続事業、並びに採択済み事業にとどまっておりますが、現時点で採択要望中のものや、新規要望事業につきましては、今後、新市におきまして県担当部局との協議、調整を経まして具体化されていくものというふうに伺っておりますので、この点ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、読み上げましてご説明させていただきます。

第4章、新市における秋田県事業の推進。秋田県は市町村合併支援プランにおいて、合併市町村の目指す将来像実現に向けたまちづくりが着実に進むよう、県事業の計画的推進や財政支援等を実施することとしていますが、新市において県が主体的にかかわる主な事業は次のとおりとなっております。

県は、当該事業の実施により、新市の速やかな一体性の確保と魅力ある地域づくりを支援することとしています。

農業の振興、かんがい排水事業、真中大堰地区。担い手育成基盤整備事業、川口二期地区。ため池等整備事業、手代沼地区。同じく大巻沢地区。林業の振興、高能率生産団地路網整備事業、小雪沢大明神団地。ふるさと林道緊急整備事業、花矢線。フォレスト・コミュニティ総合整備事業、山新線、尾去沢休閒内線。水質の保全、米代川流域下水道事業、大館処理区施設建設工事。地域内道路網の整備、地域間交流道路、主要地方道比内田代線。地域安全の整備、広域一般河川改修事業、乱川。通常砂防事業、浦山川、小雪沢、下家下沢。県単長木川関連整備事業。県単急傾斜地崩壊対策事業、大森地区、山田地区。統合河川整備事業、引欠川。復旧治山事業、大川目元渡、田の沢。

以上が県営事業の事業一覧でございます。

次に一番最終ページの58ページをお開きくださいますようお願いいたします。

58ページの財政計画でございますが、ページの一番右側、11年間の合計欄のアンダーラインを引いております数値でご説明申し上げます。

地方税の11年間の合計853億7,700万円と変更してございますが、歳出の普通建設事業の調整に伴う財源調整といたしまして、個人住民税の配偶者特別控除廃止等々の増額等を見込み、加算推計いたしました結果、前回推計値に比べまして、11年間合計で8,500万円の増額となっております。中ほどになりますが、地方交付税の11年間の合計1,125億1,400万円につきましては、平成27年度の普通建設事業の組み入れに伴いまして、各事業の年度間調整と充当財源の調整を行いました結果、合併特例債が増額となりましたので、その交付税算入分の増額により、前回推計値に比べまして1億4,200万円の増加となっております。

次に分担金及び負担金16億8,500万、国庫支出金371億9,900万、県支出金138億4,700万、繰入金55億900万、地方債276億6,700万円と変更してございますが、いずれも先ほど申し上げました普通建設事業の財源調整により変更したものでございます。歳入合計が3,248億5,700万円と前回推計値に比べまして10億9,200万円の増加となっております。

次に歳出でございますが、同じく一番右側、11年間の合計欄のアンダーラインを引いております数

値でご説明申し上げます。

人件費の変更は端数調整でございます。公債費462億9,400万、積立金79億8,400万、普通建設事業費444億1,900万円と変更してございますが、いずれも平成27年度の普通建設事業につきまして、先回、平成26年度と同額として借り置きしておりましたものを今回事業費の精査を含めまして、年度間調整いたしました結果、変更となったものでございます。歳出合計は、歳入と同額の3,248億5,700万円となっております。

次に、大変恐縮ですが、参考資料の方をご説明申し上げたいと思います。

参考資料の10ページをお開きくださいますようお願いいたします。参考資料の10ページには、普通建設事業の全体像をご理解いただくため、年次別、地域別、分野別に集計してございます。年次別集計表の11年間の合計は444億1,900万、前回に比べまして1億2,000万円の増、その財源内訳としてのうち合併特例債は92億6,200万円で、前回に比べ1億9,900万円の増となっております。また、過疎債につきましては標記してございませんが、前回より1,000万円増の14億4,900万円と見込んでございます。以下、地域別、施策別集計につきましては、ごらんのとおりの構成割合となっております。各表の財源内訳につきましては端数調整してございますので、一部財政計画と整合しない箇所がございます。

それから、右の11ページには財政分析指標を添付してございますが、前回とほぼ同率でございますので、参考までごらんいただきたいと思います。参考資料につきましてのご説明は以上でございますが、今後の日程、手続きにつきましてでございます。本日、計画案としてのご確認いただきますと、このあと合併特例法の規定に基づきまして、県知事と正式協議を行い、11月15日前後に開催されます県の合併支援本部会議を経まして、県知事から本計画に対しますご回答をいただく予定となっております。次回、11月22日の合併協議会では県知事回答をご報告申し上げ、新市の建設計画として最終決定のご確認をいただくこととなりますので、どうぞよろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、協議案第18号、新市建設計画の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま説明がありました協議案第18号について、それでは質疑に入りたいと思います。ご意見、ご質問ございませんか。はい、菅原委員。

○菅原金雄委員 ただいま、合計額で444億1,900万という額が揭示されましたが、私は再三議長に対して、質問したわけなんです、私は議長の立場で答えられないというふうなことで今まではそれ以上の質問してきません。ただ、その計画がどうこうというのではなくてですね、やはりそろそろ調印式も差し迫っていることでもありますし、普通建設事業の中身について私は公表しても何ら問題あるものではないと思うんですが、それを未だにご提示くださらないということは何か不都合があるからですか。それとも何、どんな理由でしょう。まずそのところひとつお答えください。

○議長 私に対する質問ですけど、一応事務局に答えさせてから、それから私の方で議長職をいったん退いて、そしてお答えすると。2段階でやらせていただいてよろしいですか。

○菅原金雄委員 手法はどういう手法でも結構です。

○議長 じゃあ最初に事務局の方から、一般建設事業の444億1,900万、この内訳について今、すべてを明らかにできない理由についてということの質問であります。はい。

○事務局 事業の内容につきましては、第9回の協議会のときに内容につきましてお示しを申し上げてございましたんですが、具体的な額の積み上げですね、これにつきましては1市2町の財政、企画担当の職員で一つ一つ個々に取り上げて積んでございますが、この内容について全部ご説明を申し上げ

げればよいということでございましょうか。

○議長 はい。

○菅原金雄委員 当然、事業の中身があって、それを積み上げた額がこの額になると私は思うわけですが、あなたからこれの内容を全部一つ一つの物件を申し上げろというふうなことには、私はこの時間ではないと思うんですよ。ですから、それを積み上げるための資料があったと思うんですが、例えば田代も比内ももちろん大館も新市の計画ですから、それなりの事業を計画しながら積み上げたものと私は認識してるんですが、それを一切見せないままにただ合計金額を示して、これで納得してくださいというふうなことには私はならないと思うんですよ。計画ですから、それが必ずしも実現できるとは私も思いませんし、だからといってそのときどうのこうのというような、私も議員やってるかどうかわかりませんで、そういうものではないと思うんですが、ただ、計画段階でその積み上げたものについてですね、誰にも一目も触れないでそのまま議論を押し通すということは、私は何かこの会議のあり方としてちょっと不思議だなというふうな感じをしてるんですよ。

ですから、別に差し支えないものと認識しますし、（不規則発言あり。）だからこれを積み上げればこの額になるということですか。

○議長 ちょっと、マイク使いながら説明してください。菅原さんのマイク借りていいから。向こうに返る？（不規則発言あり。）ああそう。金額入れてない、資料。ああ、そう。委員には渡してない。（不規則発言あり。）委員には渡してある。（不規則発言あり。）休憩するまでもないでしょう。はい、どうぞ。

○事務局 申しわけございません。9月27日に主要事業の内訳としてお示しをして、それぞれの大館・比内・田代の事業として内訳を出してございますが、事業個々の事業費、これについてはご勘弁をいただいてございました。と申しますのは、それぞれの建設事業、これにつきまして県と協議をして、その後に、これにつきましては新市において総合開発計画に載せるという予定をしてございます。そして、総合開発計画の中で実施計画、これで、それぞれの議会、新市の議会にですね、それぞれの事業について細かくお示しするということにしております。なぜ、額をお示ししないのかと申し上げますと、個々の額としては事務局段階では積み上げてございますが、これが表に出ますと数字が一人歩きする危険性がございますのと、それから、新市の議会において審議、ご審議を、事業費についてはご審議をいただくというものをこの場で固めてしまつては、ちょっとまずいんじゃないかと、ということで県に出すこういう計画についても、県の方でもこの程度でよろしいとご理解をいただいているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 それではちょっと暫時議長職をちょっとすいませんが代わっていただけますか。私が議長として答えるわけにいきませんので、暫時議長職を降りさせていただきまして質問に答えたいと思いますけども。

○佐藤賢一郎副会長（議長代理） それでは、急なことでありますが、議長を代行させていただきます。では、小畑市長から発言をお願いします。

○小畑 元会長 私自身ももちろんこれらの積み上げにあたってはですね、相当慎重に各町でご議論いただいて、それらを持ち寄って数字をまとめたわけですけども、もちろん項目についてはすべて皆さんのところにいっているわけですね。どういう事業かということ。そうしますと、その額について示さなければいかかということですけども、これ示したところでね、誠に恐縮ですけども、この額のとおりいかないということはいくらでもあるということをご理解いただきたいと思います。（不規則発言あり。）ですから、額が一人歩きすることを懸念するという事務局の思慮に対しては、

私一定理解はできるんです。ただ、どうしてもその事業のですね、どういう内容かということについてもうちょっと詳しく知りたいと、それについてはいくらでも私お答えできると思うんですよ。つまり、積み上げにあたってですね、こういう事業を想定したときに、これは例えばこの道路であれば何キロメートルと、この事業ならこうこうだということについては、今からでも十分にお示しできると思いますので、それらのことについては、また委員の皆さんも、市民の皆さんのお尋ねがあればですね、そういった事業量とか、事業の内容については一定程度、私、ご説明できると思ってます。公開もできていると思っています。

○佐藤賢一郎副会長（議長代理） はい、菅原委員。

○菅原金雄委員 10年も先を読んでのいわゆる予算措置というか、予定、計画ですから、当然その時代のニーズも変わってくるし、あるいは今、例えばここで具体的な予算を置いたものにしても、いろいろな事情でいろいろ変わってくることはこれ当たり前のことだと思うんですが、ただ、額的に440何億というその額について、1つも示さないというのは、私はおかしいのではないかなと思うんですよ。例えば主たるもの、10件とかあるいは20件とか、そのメインになるようなものについては、やっぱり私は公表すべきだと思うんですが、そこら辺のところはいかがでしょう。

○小畑 元会長 実際に……。

○佐藤賢一郎副会長（議長代理） 小畑市長。

○小畑 元会長 はい、こういうことじゃないかと思います。例えば歳出については、各費目別には例えば人件、扶助費という形でですね、すべてお示ししているわけでありまして。それから、事業については一定程度の規模とかですね、内容についてはお答えするというので、それこそ委員おっしゃるように10年先までですね、そこまで固めれるかというとなかなか難しい。しかし、こういう歳出、こういう歳入でいけばこれだけのバランスが取れるよというめどを示した上で、その1つのいってみると指標の範囲内で財政運営をしていけばつつがなく市が保っていけるということをお示しする。現段階では、私はそれが一番適切ではないかと。

それから、もう1つは、これは他官庁との関係もありますけれども、例えば特例債事業としてはこういうものを取り上げていきたいということで、これも県の方に前もってお示ししておく。その範囲まではよろしいと思いますけれども、例えば、道路とか、普通建設事業費の中のですね、細かい項目についての金額まで自ら縛ってしまうということはいかがなものかと。

それから積み上げの根拠を示せということですが、もちろんそれは事業量、その他お示しすることでご理解いただけるんじゃないでしょうか。

それから、誠に恐縮ですが、私がこうやって答えるのは、きわめて異例なことでありまして、できれば勘弁していただきたいと思います。事務局に聞いていただいて、それでも納得できないときは私に答えさせるという形にしないと、こうやっていたずらにとは申しませんが、協議が長引くことはいかがかと私は思います。

○菅原金雄委員 はい、議長。

○佐藤賢一郎副会長（議長代理） はい、菅原委員。

○菅原金雄委員 私の頭が悪いのか、皆さんが頭いいのかわかりませんが、いずれ何らそれが見えなくて、それを予算的には認めるというふうな、皆さんがそうだとすれば、これはやむを得ないことで、これ以上は求めませんが、ただ、事業の、県事業の51ページにあるような継続事業だけをここに網羅した形でその他のものについては、全く見れなかったというふうなことで私は非常に残念だなというふうに思う一人であります。ですから、これ以上答えたくないというふうなものだとすれば、それ以

上望みません。終わります。

○議長 それではまた議長職に再度就かせていただきます。ほかにご意見、ご質問ございませんか。

特段ないようであれば、それではお諮り申し上げたいと思いますけれども、18号、新市の建設計画については、本案のとおり県知事と協議することでご異議ございませんか。

「異議なし」の声

○議長 それでは、異議なしと認め、協議案第18号はそのような形に決したいと思います。

次に、協議案第52号、病院、診療所の取扱いについてを議題といたします。本案件につきましては、前回の協議会で大館市立総合病院及び扇田病院の合併後の病院事業の体制・機能分担等について、追加資料が提出されまして、いろいろご議論をいただいたわけでありまして。比内町と田代町ではおおむね原案のとおりで良いということでありましたが、大館市議会において説明内容持ち帰って協議したいということで、継続協議となっております。それでは、大館市議会での協議結果について伊藤委員からお話をいただきたいと思います。

○伊藤 毅委員 大館の伊藤です。

11月5日に全員協議会を大館は開かせていただきました。いろいろな問題等があるわけですが、おおむねといいますか、ある程度決を取りまして、当然、合併後のいろいろな経営指針を早急に新しい議会は求めるべきだという意見を持ちまして、この原案に賛成をするということに決定をいたしました。

○議長 はい、ありがとうございました。ただいま伊藤委員からお話いただいた点を含めまして、委員の皆さんからご意見、ご質問等がございましたら発言をお願いします。ございませんか。吉原委員。

○吉原 正委員 病院については前回も申し上げましたけれども、地域住民の健康と医療、そして福祉の観点から扇田病院も長年にわたり大きな役割を果たしてきております。それで、現時点において一部診療科目の機能分担という形での病院の存続という協議会案でありますけれども、先般の大館市議会の全員協議会の新聞報道によりますと、小畑市長の発言として、市立病院は中核病院、扇田病院は療養型というように機能分担をすればプラスになるのではないかという考え方を述べたと報じられております。機能分担については早急な結論ありきではなく、新市の中で2つの病院が成り立つような連携や、あるいは運営について十分な検討が必要だと思えます。この点について、専門部会、幹事会におきまして、改めて機能分担について将来的展望についての議論がなされておりましたら、ご教示お願いしたいと思います。

○議長 はい、事務局。

○芳賀利夫病院部会長 それではただいまのご質問にお答えいたします。

機能分担ということでございますけれども、これにつきましては、いろいろあるわけでございますけれども、市立病院の役割としまして、今までうたってきた部分につきましては、医療、急性期医療を担っていくということを基本的に考えておりますし、機能分担の1つとしまして、扇田病院さんが今、療養型の病床を持っていると、そういうふうなことで現在ひとつの機能分担が行われております。それらを含めてですね、一部診療科という機能分担ということをやっておりますけれども、医師確保を含めてですね、合併後に具体的な医療提供体制について機能分担を含めて協議していきたいというようなことでございます。

○**議長** はい。

○**吉原 正委員** 扇田病院は療養型というふうなそういう方向を示されてしまうと、一部の診療科目の機能分担というよりは、大幅な扇田病院の再編という形に私は受けとめるわけでありまして、機能分担については、それぞれの病院の役割や特徴、そういうものを勘案しながら、もちろん経営上の問題、あるいは医師確保の問題、そして今まではなかった同じ自治体としての2つの病院間の連携などを十分に検討された中でその機能分担のあり方を決めるべきでありまして、今現時点にそういう方向を示されてしまうと、私どもとしては扇田病院の方向というのが、もうこの協議案件とは違った形でその方向性が決まってしまうのかなという危惧を持ったわけでありまして、今、専門部会の発言がありましたけれども、そういうふうな形でこの案件を理解して、私ども、私はいきたいと思いますが、その点について先ほどは市長発言をこれで終わりましたと言いましたけれども、そう理解してよろしいのでしょうか。

○**議長** いいですか、省略して？省略。

大体吉原さんのおっしゃったようなことを私も議会で申し上げております。それは伊藤さんにご確認いただければよろしいと思いますけれども、もちろんですね、従来も地域医療としての重要な役割も果たしているわけですし、そういうものも含めながら新議会です、いろいろご意見をいただければありがたいということを申し上げておきます。ほぼ、同じ内容を言っております。

○**吉原 正委員** ああ、そうですか。それじゃ、新聞記事があまりにも一部分だけ、あの。

○**議長** とご理解いただいて結構であります。

○**吉原 正委員** ああ、そうですか。そうであれば、私もそのように理解したいと思います。

○**議長** ほかに、ご意見やご質問ございませんか。

「なし」の声

○**議長** ないようであれば、それではお諮りします。議案の第52号、病院、診療所の取扱いについては、原案のとおり決することでご異議ございませんか。

「異議なし」の声

○**議長** はい、それではそのようにさせていただきます。

次に議案第57号、財産の取扱いについてを議題といたします。本案件につきましては、合併時の財産及び債務のうち、基金の取扱いにつきまして前回の協議会で比内町の佐藤町長さんから意見として新たな提案がありました。その内容が参考資料として提出されておりますが、これについて佐藤町長さん、委員から発言を求められております。それでは佐藤さん、よろしくお願いいたします。

○**佐藤賢一郎副会長** 比内町の佐藤です。

基金の取扱いについて、原案のほかに各町単独の基金という、今まであった案も考慮してほしいということで前回皆さんにお願いして、そういうふうな形に進めさせていただきました。それで、そのあとで各自治体で協議を進めてきたわけですが、比内町でもそのことについて考えてきました。そして、大館市の方と田代町の方で統合案を支持するというふうな意見が圧倒的であるという新聞の記事によっての情報も入っております。それで、私としては、もしこの協議会の中で大館市と田代町の方で統合案を支持するというふうになった場合、私としては、やはり全会一致という方向でこの課

題を解決していくのが一番いいと考えます。それで、じゃあ今まで比内町が一生懸命言ってたのはどうなっちゃうのかという問題があるんですが、それについては、使途については、それぞれの市町の意向を尊重するという、こういう内容のものが載っておりますので、その中で比内町が願っていることについて十分配慮していただけるというふうに受けとめることができると思います。

せっかく発言の機会与えられましたので、ちょっと比内町の実情を話させていただきますと、実は、私が議員やっている4年間も比内町は文化会館をつくりたいというのがあるのに対して、財政問題を十分に考慮して進めなければいけないということで、私たちは町民要望というのを理解しながらもブレーキをかけてきました。それで、そのあと、図書館、資料館をつくりたいというふうになったときに、これはもう全町民、全議員、全員がつくることには賛成だったんですが、場所の問題で考えの一致を見ることができなくて、それで行政の方では、行政の方の考えを一方的に進めたいという対応になってしまったために、もうつくりたいという要望は全員の一致であるにもかかわらず、それを否決するという形でそれにもブレーキをかけてきてしまいました。そういうことで、これは私の個人的な心持みたいなものになるかもしれませんが、そういうふうにしてブレーキをかけてきた比内の町民に対して、今回合併を契機に比内町についてもまちづくりとして60億ほどの予算を持って10年間で取り組めると。今またそれからまちづくり交付金という1つの制度ができて、それに約、その中の20億分をその交付金制度のものに採択されることができればということで、そういう話も今進めておりますけれども、そういう新しい話が、今まで5年間もの間ブレーキかけてきたことに対して、今度は本当の答えというふうな形で、比内町にチャンスとして臨んでいるというふうに、私は思われるわけなんですね。それで、そういう点でそういうふうな比内町の意向というようなものを酌み取っていただいて、そして新市計画全体の中での一員としてこれからまちづくりに取り組んでいくということで、その中に入っている課題ですから、内容としては問題はないと思うんですが、そういうふうな町民の切なる要望があるということをぜひご理解していただきたいというふうに、私としては望んでおります。

基金の統合ということに関しては、私自身は依存ありませんので、もしこの協議会の中で大館市と田代町が統合案等支持するとなった場合に、私としては、この私の方から一緒に協議してほしいと出していたもう1つの案ですね、そういうものを取り下げるとすることで対応したいと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○議長 ただいま佐藤委員の方から、前回の提案について取り下げをしたい旨の発言がございましたが、ここで、各議会での協議結果についてお話をいただきたいと思います。

最初に伊藤委員から、大館市議会の状況についてお願いします。

○伊藤 毅委員 大館の伊藤です。全員協議会の中でこの問題話し合いましたけれども、全体的に大館市議会としては、比内町さんの気持ちは十分にわかるということを含めて原案に賛成でございます。

○議長 ありがとうございます。続きまして、渡辺委員から比内町議会の状況をお話いただきたいと思います。

○渡辺久恵委員 比内の渡辺です。私どもの議会では午前中にこの問題と病院問題について話いたしました。基金の問題については、特に町長の出席を求めまして、町の考えを、最終的な考えですね、その述べられたのを題としてですね、全員協議した結果、結論から申しまして、原案を支持すると、こういうことになりました。協議の内容、中においてはですね、いろんな問題が出されましたですね、例えば、それぞれの各市のですね、意向を尊重することについてもその文言を果たして額面どおり受けとっていいものかという質問、意見も出しましたがですね、もちろんこれは合併協議その

ものが法的な拘束力がないという、そういうことを受けてのことだと思いますけれども、しかし、合併協議会において話し合わされ、協議させて合意したものについては、例えば法的な拘束がなくてもですね、やはりこういう重大な問題というものは合併の意思を確定する大きな問題だということで、私どもの議会では大勢として、この文言をですね、今後も尊重していただけるものだと、こういう理解のもとにおいて、大方の賛同を得て、原案に賛成ということになりましたので、以上でございます。

○**議長** ありがとうございます。続きまして、荒川委員から田代町議会の状況をお話いただきたいと思います。

○**荒川邦隆委員** 田代町の荒川でございます。うちの方でも午前中に全員協議会開きまして、再度確認の上、事務局提案に賛成と。それからナンバー1の後段にありますように、使途についてはそれぞれの市町の意向を尊重すると、これを最大限遵守していただきたいと、そういう意見を付しまして、賛同ということで終わりました。はい。

○**議長** ありがとうございます。佐藤委員からの発言、そしてまた大館市議会、比内町議会、田代町議会、それぞれの協議の状況についてお話をいただきました。これらの内容を踏まえまして、委員の皆様から、それではご意見、ご質問等を伺いたいと思います。どうか発言ください。はい、仙台委員。

○**仙台隆義委員** 比内の仙台であります。

結論から申しますと原案に賛成いたしますが、そこで確認といえますか、1つ質問をしたいと思います。

先ほど、新市の建設計画が知事との協議に入るということで決定されましたけども、その計画書の中に地域別のビジョンがございます。これも私も決定されたということで今理解しておりますが、このビジョンを見ますと比内地区におかれましては、扇田地区の商店街の活性化に取り組むとともに、都市計画路の整備に合わせた教育、文化施設の整備を進めるところあります。非常に、これからの方向性をうたっておりますが、そこで比内町のまちづくり基金はこの目的に沿って、今までやられてきたというふうに私は理解しております。そこで、この文言によりますと、この基金については合併時に統合し、使途についてはそれぞれの市町の意向を尊重すると。非常に言葉巧みな表現であります。議会通の皆さんは理解できると思いますが、私ども民間人としてはこの意向を尊重するという意味の重みというものが、非常に今、どの程度の重みがあるのか具体的に教えてほしいし、また、私は皆さんに一笑されてもかまいませんが、この実行性は100%の重みのあるというような理解しておりますが、確認したいと思います。よろしくお願いいたします。

○**議長** はい、事務局。

○**事務局** この原案につきましては、本来建設計画、先ほど申し上げましたとおり、事業については新市の議会でご審議をいただいくということでございますが、その中で当然原資となるお金が必要になってくるわけでございますが、そういうものについては、それぞれの市町の意向を尊重して使っていただくという意味でございます。

○**議長** ちょっとニュアンスが足りないな。じゃあ幹事長。

○**幹事長** 幹事長を仰せつかっております佐藤でございます。

ただいまのご質問といえますか、どなたも明解に答えることができる内容ではないと思います。つまり、我々が合併協議会でこんなに真剣に今まで長い時間かけてお話し合いをしておりますので、それぞれ皆様が信頼感のもとに協議を進めてこられたのだと思います。したがって、裏を考えたり

ですね、先を読みすぎたりするということがないような状況で、まさにそのまま文書を理解しながら、新しい議会で真剣に議論を戦わせるべきではないだろうかと思います。つまりそういうことに基づいた調停案を幹事会でまとめまして、提示した関係でお答えさせていただきましたけれども、お互いに信頼し合っているからこそ、例えば、今まで出てきた具体的なものが近い将来できていくのではないかと思います。期待しております。

以上です。

○議長 よろしいですか、はい。（不規則発言あり。）そう言われると言いにくなるんだけどね。ほかにご意見、ご質問ございませんか。

「なし」の声

○議長 もしないようであれば、お諮りしたいと思いますけども、協議案の第57号、財産の取扱いについては、原案のとおりと決することでご異議ございませんか。

「異議なし」の声

○議長 異議なしと認め、57号は原案のとおり決することといたしました。

そこでですね、ここでいつものとおり10分ほど休憩を挟みたいと思います。あの時計で25分にまた再開したいと思います。よろしいでしょうか。じゃあどうかひとつ。

（休 憩）

○司会 会議を再開したいと存じますので、ご着席をお願い申し上げます。会長から会議の進行をお願いいたします。

○議長 それでは休憩前に引き続きまして、会議を行いたいと思います。

協議案の第60号、高齢者福祉事業の取扱いについてを議題といたします。本案件につきましては前回、敬老関係事業の中の金婚式について、大館市議会で持ち帰って協議したいということで、金婚式に限り継続協議となっております。金婚式については事務局から、県内9市の開催状況について、追加資料が提出されておりますので、まず、事務局から説明を受け、そのあとに大館市議会での協議結果についてお話を伺いたいと思います。それでは、まず事務局から追加資料の説明をお願いします。

○山本貴司福祉部会関係職員 大館市の長寿支援課です。それでは、参考資料の説明をさせていただきます。参考資料綴りの13ページをお開きいただきたいと思います。

県内9市の金婚式の開催状況について示したものでございます。現在、9市のうち、実施しているところは鹿角市、横手市、大館市の3市のみとなっております。そのうち鹿角市では金婚式は記念写真の撮影と顕彰状の贈呈のみということで行っております。いわゆる会食等は一切行っていないという実情でございます。それから、横手市につきましては、市内のホテルで弁当による会食を行っているということだけでございます。なお、写真、記念品は15年度から廃止してございます。また、写真につきましては市内の写真屋さんがサービスで、写真を撮ってくださっているという状況でございます。

それから、大館市ですけれども、現在、会食とそれからアトラクション、それから記念品の贈呈を

行っております。記念写真につきましては、ことし、今年度から個人負担ということにさせていただきました。現在やっているところが9市のうち3市、それから、市では実施しておりませんが、能代市では市老人クラブ連合会が主催して行っているようでございます。また、大曲市では敬老会と一緒に開催しているところがあるように、地区であるようには聞いておりますが、実際は市では一切関知していないということでございます。また、湯沢市でも社協が主体となってやっている町内があるようですが、市では一切関知しないという状況でございます。

以上でございます。

○**議長** 続いて、伊藤委員から大館市議会での協議結果についてお話をいただきたいと思います。

○**伊藤 毅委員** 大館の伊藤です。我々の5日の全協ではお金をかけないといいますか、会費制でも続けてあげた方がよろしいのではないのか。それで、まずすぐやめるのではなくて、当面、17年度はそういういろんな形をとりながら実施してみたいかかなということで、合併時に廃止するのでなくて、再編をしながら続けるという方向を見いだしてほしいという結論になりましたので、何とぞ皆さんのご理解のほどよろしくお願いいたします。

○**議長** それでは、ただいま大館市議会の協議結果についてお話しいただいたわけでありますけれども、合併時に廃止するという原案でありましたけれども、この原案を修正しまして17年度以降も実施の方法等について検討を加えて継続していくということで合併後に再編すると、そういう案で提案したいということであります。この案について、それでは皆さんの方からご意見ございませんか。はい、小笠原委員。

○**小笠原 豊委員** 再編するということ。田代の小笠原です。再編するということについて、もう少し具体的な今後の方向性とかがあれば、少し説明していただければと思います。

○**議長** すいません、じゃあ伊藤さん、よろしくお願いします。

○**伊藤 毅委員** 今言いましたように、お金の問題等もあるのであれば会費制を用いる。また、実施が市が非常に困難であれば、いろいろな団体を模索する、または実行委員会形式にするとか、いずれにしろ市としても何らかの形で模索をしてほしいということでございます。

○**議長** 金婚式は続けていくけども、やり方についてはいろいろ考えていくと、そういうことだろうと思いますけど、よろしいですか。

この、もう一度申しますけれども、原案は、金婚式に関しては合併時に廃止するということになったんですが、この原案を修正しまして修正案は平成17年度以降も実施の方法等について検討加えて継続していくと。そして、一言で言えば合併後に再編するという意味になるんですけども、合併後も継続していくということでありますので、これについて、それではほかにご意見ございませんか。

「なし」の声

○**議長** ないようでありますので、お諮りしたいと思います。（不規則発言あり。）原案賛成？……

「修正案。」と発言する者あり。

○**議長** 修正案。はい、それでは、協議案第60号については修正案のように決するというご意見でございますか。

「異議なし」の声

○議長 はい、じゃあそのようにさせていただきます。

次に協議案の第61号、学校教育事業の取扱いについてを議題といたします。この案件につきまして、前回の協議会で奨学金の貸付事業の高等学校、高校、高等専門学校、各種専門学校、就学者までの拡大と。それから要保護、準要保護児童の就学援助の支給時期の早期化、それからもう1つ、3つ目、新入学児童のランドセル支給事業の、支給事業について、大館を含めた全区域へ拡大してもらいたい。この3項目についてご意見が出てきたわけでありまして。それで、前回は幹事会で再度検討してですね、もう1回協議したいということになったわけでありまして。そういうことで再検討の結果について、まず事務局から説明をお願いします。

最初に奨学金の貸付事業についてであります。

○秋山慶紀教育部会長 教育部会長の秋山でございます。私から協議結果につきまして、ご説明申し上げます。市町村における奨学資金貸付は国、県の制度であります育成制度、育英制度を補完すべきものと考えてございます。高等学校、高等専門学校については、秋田県の育英会の制度もありますし、各種専門学校につきましては、社会福祉協議会でも扱っている部分もありますので、重複を避ける方向で事業内容を調整の上、検討が必要な課題であると考えております。

以上であります。よろしくご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長 よくわからないな。今のだね、ちょっと誰か仮名ふってもう1回今の説明してくれませんか。

要するに、今聞いているのは奨学金の貸付事業の高等学校、高校、高等専門学校、各種専門学校、就学者まで拡大すべきかどうかということについて、専門部会、幹事会での協議結果を教えてもらいたいと私言っているわけです。それについては、どういう協議結果になりましたか。

○事務局 ただいまは専門部会の方からお話でしたが、原案のとおりでお願いしたいということでございます。他の制度もご利用、利用できるものですから、17年度は現行のとおりとして、平成18年度から大館市の制度に統一するという原案のとおりでお願いしたいということでございます。

○議長 ということになると、いろいろ議論が出てきますね。この間は、それで案配が悪いというから差し戻したんだけど、また原案のとおりでいきたいということで事務局案が出てきました。はい、それではこの原案についてそれでは再度また議論を進めたいと思います。ご意見やご質問はございませんか。はい。

○伊藤 毅委員 大館の伊藤です。さらに5日にこの件もお話をさせていただきました。田代町さんの方が大館市さんよりも幅が広い優れているのではないかと。当局説明も、担当説明も受けましたし、今後、資金が不足して一千何がしという金額に膨らむだろうということでありましたが、昨今の事情、今、高校生の授業料も払えなくて滞納者も多いということもありますし、今もう少し景気回復するまでそれも含めまして、田代町さんが今行っている部分に幅を広げるべきではないのかなど。それと、確かに育英資金、それからそれぞれの社協でも行っておりますが、やはり窓口が1つという大館市が相談しやすい、または使いやすいということでこれが、利用が増えるのであれば、結果的にお金は回って歩くわけですが、回り方に若干幅があるわけですが、それに含めても教育の機会、均等という理念にのっとれば田代町さんの貸付のような仕方が一番ベストだろうということで、大館市の全協では田代町さんの佐藤さんでしたっけ、そういうお願いに賛同をいたしますということです。

○議長 ただいま修正案が出てまいりました。幹事会では原案ということでしたけれども、大館市議

会の方から、一言で言えば田代町の制度に統一すると、そういう修正案が出てまいりましたけども、それではこの修正案についてご意見をいただきたいと思います。ご意見、ご質問ございませんか。

（不規則発言あり。）賛成ですか、反対ですか？（不規則発言あり。）賛成の方、はい、どうぞ。うん、賛成発言ですね、はい。

○小笠原 豊委員 田代の小笠原です。今の提案のように奨学金貸付事業については、これはぜひ田代町の制度に統一していただきたいと思います。教育の重要性については、誰もがそれを認めるところではないかと思います。ならば、より手厚い方を選択すべきではないかというふうに考えます。貸付ということです、いずれ返還されるものではないかとも思うのですけれども、個人的に言えば成績優秀者には返還を免除するような制度もあっていいのではないかと思います、このことは将来に委ねるとして、今回はぜひ田代の制度に統一されることをお願いいたします。

○議長 田代の制度に統一するという事で賛成の意見がございました。ほかにご意見、ご質問ございませんか。

「なし」の声

○議長 ないようであれば、奨学金貸付事業については、平成17年度は現行のとおりとし、18年度から田代町の制度に統一すると、そういう制度よろしいですか？そういうことで修正することでご異議ございませんか。

「異議なし」の声

○議長 はい、異議なしということでそれでは修正意見で決したいと思います。17年度までは現行どおりとし、18年度から田代町の制度に統一することであります。

次に就学援助についてであります。事務局から説明をお願いします。はい。

○秋山慶紀教育部会長 就学援助の支給時期を田代町並みに早くできないかということでございます。教育部会の秋山です。説明申し上げます。

就学援助費につきましては、できるだけ早い時期に支給できるよう努めてきたところでございますが、現行の制度の中では認定に必要な所得証明が6月1日以降でないと発行されませんので、受け付け開始後、それ以降になります。受け付け後、速やかに計算等の上、支給手続きをとっておりますが、日程的に1学期末の支給となっておりますので、ご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長 専門部会、幹事会での協議結果についての説明であります。

それでは、ただいまの説明を含めまして、委員の皆様からご意見、ご発言をいただきたいと思ます。はい、菅原委員。ちょっと待って、今度はまだ発言してないから佐藤さんの方に、はい。

○佐藤照雄委員 佐藤です。今の説明でわかりました。ただ、田代の案は各学期の始めということでしたけれども、この間は田代の案にしてもらいたいという要望を出しました。それで、大館市は1学期末1回ということになっておりますので、次にいいのが大館市の1学期末、これの方が良さそうなので、私はこれでもいいのかなと思う事でそうした発言にしたいと思います。

○議長 菅原委員。

○菅原金雄委員 今の説明では、1学期末というふうなことだそうですが、ただ、1学期末だとすれ

ば私は大変学校行ってる子供が、あるいは父兄が不安だと思うんですよ。それで、所得証明が出ないからというふうなことだそうですが、それは前年度の所得証明を利用しながら、新年度に切り替ったときは速やかにそれを切り替えるというふうな、もう少し柔軟な、いわゆる役所頭を少し切り替えればできるわけですから、そこら辺のところの認識をもう少し新たにして、そっちの方を変えていただいて、やっぱり入学するときに不安のないような体制を整えるというふうな、いわゆる条例を変えればいいわけですから、そういうふうな制度にするべきだと思うんです。やっぱり利用するというふうなことの住民サービスにちょっと欠けるのではないかと。現行の大館の制度。役所の方の頭を切り替える案に、私は変更していただきたいと思います。

○**議長** はい、事務局。

○**三浦秀明学校教育分科会長** 教育分科会の三浦であります。ただいまのご質問にお答えいたします。今、確かに委員言われることは十分理解できるわけでありますけれども、国、県の指導等もありまして、所得証明書については、当該年度の分、その6月1日に出されたものを使用するようにというふうなことでなっておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

○**議長** これは市独自の判断ではそれではできないのかということを菅原委員は言っているわけですが、それに対してはどうですか。

○**三浦秀明学校教育分科会長** 一応国の、国の方の基準でそういうふうなことでなっておりますので。

○**議長** ちょっと待って。まず幹事長。

○**幹事長** ええとですね、6月1日の認定前に行政が動くということはプライバシーにかかわりまして、大変な大きな問題になるんです。そういうことで、比内町、田代町ではいろいろ苦勞しながら対応してこられたと思いますけれども、人口が多くなる状況から考えますと、6月1日の認定前に行政が手配するとかということについては、大変大きな問題になると思いますので、その……。

○**議長** 大きくなるところもうちょっとわかりやすく言ってください。

○**幹事長** つまり、認定されるかされないかの前に、認定したかのような手続きをとるということについては、大変プライバシーにかかわる大きな問題になると思います。したがって、原案のとおり、国、県の指導もあるわけですが、法に基づいた動き方をしなければならないというのが1つの姿勢ではないかなと思いますので、町の部分につきましてはいろいろ苦勞した面もあるようですが、大館、新市としてはですね、そういう対応の仕方が普通の姿ではないかなと思います。

そのために、その保護者にしてみればなるかならないかという不安の要素もあると思いますが、わずか数カ月頑張って対応してこられた状況から考えますと、やはり原案のとおりしていただいた方がよろしいかなと思います。

○**議長** 荒川委員。今、こっち先に手挙げてましたよ。うん、どうぞ。（不規則発言あり。）再質問ということですか。じゃあどうぞ。そのあとに、じゃあ荒川さんお願いします。

○**菅原金雄委員** 国の制度だとか、法の制度だとかというふうな今の説明でしたが、その法の制度、国の制度についても参考資料をお出しいただきたい。それから、わずか数カ月とあなたはおっしゃいますが、その数カ月のあとにそれは該当になりませんでしたというふうなことになればですね、これは大変な問題になると思うんですよ。それで、私は法も制度もいわゆる常識論というか、そういうものに勝てないと思うわけですが、私はやっぱりそれ、制度該当なってすぐ夜逃げするとかどうかという住民要望ではないと思いますので、せっかく進学して、夢にあるいは希望に胸膨らませて行くときに、いや、ところが入ったはいいんだけど、この制度が適用にならないとあなたは学校を辞めなければならないというふうな、大変なプライバシーどころの話でない。若者の生命をも殺してしまう

ような感じに受けられますので、田代町、比内町ではそこら辺、法を破って今まで続けてきたというふうな裏づけになると思うので、そこら辺のところをですね、やっぱり法も国の制度も適用次第ではかなり幅があると思うんですよ。そこら辺のところ法を破ってきたと言われる吉田さんにお答えを願えればと思います。

○議長 発言される委員にお願いしたいと思います。できるだけ穏やかな表現でひとつお願いしたいと思います。それでは、荒川委員の方から最初にご発言の要望がありましたので、どうぞ。

○荒川邦隆委員 幹事長から人口の方、自治体の大小ということありましたけども、翻って田代町ではじゃあどういうふうにしてそれができたのか、比内町でできたかと、それがちょっと疑念に思いますので、答弁できる方。

それから、委員として質問が……、学校辞めるどうのこうのというのはそれ違うと思います。義務教育段階の問題だと私認識しておりますので、その発言はちょっと。

○議長 学校辞めるって言ったって義務教育だから辞めるも辞めないもないわけだね。（不規則発言あり。）うんうん、だから、だからそうじゃない。これは小中学校のことですからあと。それはいいんですけどもね。じゃあちょっと今質問が出ましたね。荒川さんの方から。自治体の大小にかかわらずそういうことができたということについて。これは田代町の行政の皆さんに対しての質問ということですか。どなたか答えられる方。はい、その前に幹事長どうぞ。

○幹事長 荒川委員のご質問にお答えする格好になるんですけども、幹事会ではですね、そういういろんなことの事情があって対応してこられたようですし、あまり比内町、田代町の問題については云々しないようにしましょうと。ただし、法律ですので、大館市としては、新市としてはですね、やはり指定していたかのような手続きをしてしまった関係で、返さなければならないという、そういう事情も発生しないとも限らないわけですので、そのあたりを考えまして、やはり原案どおりいった方がいいのではないかとこのようにまとまりました。荒川委員ぜひ個別にお話できる状況を私方大変心配しましたので、そういうことではなくてですね、新市の方向としてそういうふうに使っていただければということでもあります。

○議長 はい、そろそろそれでは伊藤委員の方に発言を許します。

○伊藤 毅委員 大館の伊藤です。この件も協議会で、全協で話し合いしました。それで、当局説明の中で大変我々としては、田代町さんの支給の仕方も素敵だなと思いましたが、当局説明の中に法に抵触するとこの一言で我々は、役所としては抵触する部分を奨励するわけにいかないということで、今言ったペナルティがあるかどうか分かりませんが、返還という、非常に子供にとっても辛い立場が起こるかもしれないと考えますと、現行を守るという制度が一番いいのかなということで。じゃあ国の指導に何か抵触するそうですので、我々としては大館市の制度に、ですから原案に賛成をするということに決しました。

○議長 法律に抵触するというのは穏やかじゃないけれども、まず、国の指導に抵触するということですね。皆さんここで、菅原委員お一人、非常に頑張ってらっしゃいますけれども、ここでどうでしょうかね、また次回にこれ持ち越すということになるとまた開かなきゃいかんのでね、これをどうしましょうかね、皆さん。

「柔軟に対応して……。」と発言する者あり。

○議長 というよりも、ちょっと休憩して、今日せっかく時間ありますから、じゃあちょっと休憩し

て、それでは皆さんからお話を伺いたいんだけど、どうもね、事務局の方ね、本当にこれでやると、非常に国の指導にも抵触するし、お金も返さなきゃいかんし、非常にやり方が難しいというところがね、どういうところがあとで非常に問題になるのかもうちちょっとわかりやすく話してくれた方がいいんだけどね。

(休憩)

○議長 それでは再開したいと思います。菅原委員の方から質問について、取り消したいという旨の今、休憩時間中に提言がございました。それでは、この件に関してほかにご意見、ご質問ございませんか。

「なし」の声

○議長 ないようであればお諮りしたいと思いますけれども、事務局の説明では国の指導を遵守し、6月以降に発行される所得証明の提出を受けて認定するというので、この大館市の制度に統一して、できるだけ早く支給したいということでありました。原案のとおり決することでご異議ございませんか。

「異議なし」の声

○議長 異議なしとして、原案のとおり認めたいと思います。

最後に、ランドセルの支給事業についてであります。これもまた事務局の方から説明を、専門部会・幹事会での協議結果について説明をお願いします。はい。

○秋山慶紀教育部会長 教育部会の秋山でございます。ランドセルの支給を全児童にできないかということでございますが、ランドセルの支給につきましては分科会で調整してまいりましたが、結論に至ってございません。ちなみに、17年度の新入学予定者は約、大館市540名、比内町100名、田代町50名、合計690名程度でございます。一個約8,000円といたしまして、552万円となる計算であります。就学援助費の増加、教育用コンピューターの更新、小中学校の修繕など多額の経費を要する事業が数多くありますので、教育委員会全体としての事業内容や少子化対策事業、全体の中で新市において、全区域に適用できるかどうかを含め、検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解賜りますよう、お願いをいたします。

以上でございます。

○議長 ただいま事務局の方、専門部会、幹事会との協議結果が説明ございましたけれども、大館市議会の方でも全協でご議論されたということで、その結果についてお話ください。

○伊藤 毅委員 我々の中には、いろいろなご意見がありまして、ランドセルが少子化対策になるかというのはちょっと問題があるんですが、おおむね皆さんランドセル、比内町さん、田代町さんのように1年生には支給してもよろしいのではないのかなと。ただ、ちなみに8,000円のランドセルではなくて、何かいろいろなルートを探ると二、三千円でも買えるようなランドセルがあると、という意見もありましたので、丸々552万かからないのではないのかなと、そういうような創意工夫しながら、配布をしながら様子を見てみるべきではないのかなというふうに思いましたので、大館市としては全

員比内町さん、田代町さんのようにランドセルを支給すべきだというふうに、結論に至りました。

○**議長** ただいま、市議会の方からランドセル支給事業については、それぞれ平成18年度以降ですね、以降の全新入学児童に支給するという修正案が提案されましたけれども、これについてご意見、ご質問ございませんか。はい、中田委員。

○**中田直行委員** 伊藤議長のお話の二、三千円のランドセル支給というのは、大館の中田でございます。最悪の選択だと思うわけでありまして、子供らも喜ばない。おじいちゃん、おばあちゃんにとって孫にランドセル買ってやるというのは大きな喜びだろうと思うのであります。予算削減、おじいちゃん、おばあちゃんの喜びを活かすという意味で、支給はやめたいかがでしょうか。意見でございます。

○**議長** はい、伊藤委員。

○**伊藤 毅委員** 今の、大館の伊藤です。今、中田委員が言いましたように、確かにそういう雑談の中でも、例えば同じランドセルで喜ぶのかという問題も出ましたし、おじいちゃん、おばあちゃんにとって孫に、初孫に買ってあげたいとか、そういう差別ではなくて、区別も必要なのではないかなという意見も出ましたけれども、ただ、ちょっとお聞きしたいのは、田代町さんも比内町さんも同じランドセルを支給してるわけですか？それで子供は同じ色で同じ形で喜んでいるわけですか。（不規則発言あり。）

○**伊藤 毅委員** いずれ議会としては支給というふうに、全員が決まったんですが、支給と言いながら、今、中田さんのようなご意見はちょこちょこ出ましたので。

○**議長** さて、じゃあ武田委員。

○**武田砂代子委員** 比内町の武田でございます。前回のときも申し上げましたけれども、少子化対策の観点から子供を生み、育てやすい環境づくりということがこの原案の中にもあちこちに出ているわけでございます。できれば17年度から、もしも予算がもう予算化されていて、18年度からでなければいけないというのであれば、ぜひとも18年度から子育て支援という点からランドセルを支給して、検討をしていただきたいと思っています。それで、18年度は1市2町の小学校へ入る児童数は、先ほど申し上げた私はちょっと計算しまして689名と聞いておりますけれども、ちなみに現在比内町で使用されているランドセルは、税込みで7,140円ということでございました。そうしますと500万円以内でできるのではないかなと思いますし、だんだん生徒の数が上がっていくのではなくて、だんだん下降傾向にありますので、財政的にもですね、いろんな角度から検討していただきたいものと思っております。なお、1人だけの子供であればいいんですけども、3人のいる家庭などは、例えば小学校に入る、そうしますと一番上の子供は中学校に入るという、そういうような家庭もありますので、そういうような負担を考えますと、やはりいろんな角度からですね、考えていただきたいものだなと、そういうふうに思います。おじいちゃん、おばあちゃんの件は、よく私もですね、わかるわけですが、でも、今、少子化と言われている現在ですね、そこら辺のところも考えていただきたいものだなと、そういうふうに思っております。

○**議長** 武田委員に申し上げますけども、実施するとすれば17年6月20日に合併するわけですから、新市の事業としてはどうしても18年度以降になると思うんですよね。合併前にというのは、ちょっと難しいと思いますから、やるとすれば18年度以降ということでしょうね。

○**武田砂代子委員** 18年度からで結構だと思います。

○**議長** ほかにご意見、ご質問ございませんか。ちょっと待って。はい、中村委員。

○**中村弘美委員** 大館の中村です。先ほどうちの議長がお話したように、議会としてはそういう結論

になりましたけれども、50個や100個を注文するのとですね、約700個を注文するわけですから、いろいろなその購入のルートもあろうかと思えますし、価格的にももっと下がるのではないかなという意見もですね、ありましたので、取り組むのであればですね、やはりこういう財政難のおりですから、ぜひそういう方向ですね、財政的にできるだけ負担の少なくなるようなですね、そういう支入れ方を工夫していただきたいということを意見を付したいと思います。

○議長 はい、佐藤委員。

○佐藤照雄委員 佐藤です。きょう、午前中の全協の中で、うちの方の議長の方からのお話もあったんですけども、前回、1人当たりの児童、生徒の教育費にかかる金額を聞いて、きょうお話ししたところ、大館と田代では倍ぐらいの差があると。これすべて大館に合わせたら、かなりのこれまでの児童、生徒にかかってあった田代の部分が低くなってしまふんだと。それではちょっとまずいのではないかなと、そういうような意見も出されました。これは、その他では出てこないわけですけども、そういうこともありまして、ぜひ、少なくともランドセルあたりだけでもやはり継続していただきたいと、そういう私どもの方の議員の意を伝える意味で、発言させていただきました。

○議長 ほかにご意見、ご質問ございませんか。若松委員。

○若松栄三郎委員 意見ですので、軽く聞いていただきたいんですけども、やっぱり経済という面からいけば、おじいちゃん、おばあちゃん的心情も理解していただいて、この地域の商店街、経済が非常に衰退している中でこういうので、好みの子供の喜ぶ、孫の喜ぶカバンを買ってあげる心情も非常に経済の活性化を促す意味からも必要な面でないかなという意見を一言、申し述べさせていただきます。

○議長 仙台委員。

○仙台隆義委員 比内の仙台です。先ほど、大館市議会の方で、非常に支給ということで理解を示されたということで、3市町のこの意向が揃ったわけですが、これまで少子対策について、特に保険、保育料についてはいろんな論議されてまいりました。その中で一番の論点となったのは、やはりこの保育料は税の公平原則だという中で非常に欠けると。こういう少子対策については、政策的な対策があるんだよというような意見のやりとりがありましたけれども、私はこのランドセルの支給、これこそ税の公平であり、少子対策における政策的な1つの大きなことであると思えます。

ところが、今まで大館市は未実施ということでありましたけれども、今度、新しい市となってから、市議会の方でも理解を示されたと、非常にこれは大きな発展でありますので、ひとつこの意見を尊重しながら、ぜひとも今後とも支給してもらいたいと思えます。要望でございます。

○議長 はい、菅原委員。

○菅原金雄委員 今の意見、あるいは3市町ともランドセル配布の方向で、大変私は喜ばしいことだと思います。それで、おじいちゃん、おばあちゃん的心情については、ことランドセルに限定しなくてもですね、孫に対するプレゼントであればあらゆる角度から考えられる問題だと思うんですよ。ですから、これは置いておいて、やっぱり3市町の統一意見の方に賛成をしていただければなというふうに思います。

○議長 今のところ議論を整理しますと中田委員、若松委員は商工会の方からのご意見としてですね、あるんで、それに対して菅原委員の方はランドセル以外買ってあげることもできるんじゃないかということなんですけど、それについては、お二人ともご意見どうですか。はい、どうぞ。中田委員。マイク。

○中田直行委員 大館の中田でございます。さっきおじいちゃん、おばあちゃんの喜びなんていうの

は半分冗談なんですけれども、若松さんがおっしゃったように、さっきの中村さんのお話のようところにややもすると、その経費節減がいく方向が多いと思うんですよ。数をまとめて、どこか注文出来る業者に頼んで安くして、予算を下げると。それはそれで、行政の経費としては結構なことなんですけれども、あまりそれがいきすぎると地元の商売やっている人たちが、どんどんどんどん苦しくなってくる。あまり経費節減と地元の業者の育成のバランスを少し考えていただきたいという意味で、ちょっと冗談を申し上げたんでありますが。

○**議長** そういう趣旨の付帯意見として付けたいということですね。

○**中田直行委員** はい、そういうことでございます。

○**議長** 購入の際、事業実施にあたってはですね、地元の商業の振興にもつながるようなやり方を考えてもらいたい。そういう付帯意見でありますけれども、皆さんいかがですか。それはあまり反対する人はいないでしょうね。そのとおりだと思います。

それでは、ちょっと皆さん、ここで意見をまとめたいと思います。ただいま中田委員の付帯意見を含めて修正案でございますこのランドセル支給事業について、平成18年度以降の全新生児児童に支給するという案でご異議ございませんか。

「異議なし」の声

○**議長** それでは、ただいまの付帯意見を入れた上で、原案、修正意見で可決したいと思います。

次に協議案の第63号、合併協定書案についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○**事務局** それでは、協議案第63号、合併協議書案についてご説明いたします。協議事項綴りの6ページをお開き願います。

○**議長** これ合併協定書案ですよ。協議書案じゃなくて。

○**事務局** ああ、どうも大変失礼いたしました。合併協定書案についてでございます。それでは、6ページをお開き願います。

合併協定書を別紙のとおりとすることについて、協議を求めるとしてございます。それでは、別紙合併協定書案をごらん願います。よろしいでしょうか。はい。

この合併協定書案は、これまで協議会で確認いただきました各協定項目の調整内容を基にしておりますが、協定書、全体の文言の統一を図るため、一部軽微な調整を行ってございます。また、本日、継続協議となっておりました協議項目につきましては、項目だけ載せてございます。1ページをお開き願います。

1、合併の方式、2、合併の期日、3、新市の名称、4、新市の事務所の位置の合併基本4項目から始まりまして、5、財産の扱い、6、事務組織及び機構の取扱い、7、農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いと続き、12ページの新市建設計画まで52項目を協定項目順に並べてございます。

次に13ページをお開き願います。協定書に基づく調印書でございます。調印書、大館市・比内町及び田代町は地方自治法第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律、第3条第1項の規定に基づき設置された大館市・比内町・田代町合併協議会において、以上のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに調印する。平成16年11月29日、大館市長、比内町長、田代町長となるものでございます。

次に15ページをごらんください。このたびの調印につきましては、秋田県知事を特別立会人として

お願いしてございます。次に17ページから20ページにかけまして、この調印につきましては、協議会委員全員から立会人としてのご署名をいただくこととしてございます。なお、本日、継続協議となっております協議5項目につきましては、ただいま協議会で一部修正の上、ご確認をいただくことができました。つきましては、そのご確認いただきました調整内容を本協定書案に追加の上、協定書とすることについてご了承くださいますようお願いいたします。

以上で、合併協定書案についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの説明は、この合併協定書案についてはこういう形になりますと。それから今日のご決定いただいた、ご協議いただいたことはそのとおり載せますということでご確認いただければということでもあります。これについては、何かご意見、ご質問ございますか。

「なし」の声

○議長 はい、ないようであれば、この合併協定書案については必要な訂正を加えた上で、原案のとおり決することでご異議ございませんか。

「異議なし」の声

○議長 はい、それではそのようにさせていただきます。

次に協議案第64号、合併関連議案についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局 協議案第64号についてご説明を申し上げます。協議事項の7ページの方になります。協議案第64号、合併関連議案等を別紙のとおりとすることについて協議を求めるとしております。

まず、合併関連議案につきましては、11月29日に予定しております合併協定調印後に、地方自治法、合併特例法に基づきまして、個別に各議会の議決を経ることとされているものでございまして、12月定例会において、4件の議決をお願いするものでございます。また、合併関係議案の議決後は県知事に提出する廃置分合申請書もこちらの方にお示ししております。8ページの方は別紙といたしまして、合併関連議案等を掲げてございますが、内容につきましては9ページ以下でご説明を申し上げます。9ページの方は廃置分合議案についてでございます。題名は、大館市、北秋田郡比内町及び同郡田代町の廃置分合についてとしておりまして、内容につきましては若干読み上げさせていただきます。

平成17年6月20日から、北秋田郡比内町及び同郡田代町を廃し、その区域を大館市に編入することを地方自治法第7条第1項の規定に基づき、秋田県知事に申請することについて、同条第5項の規定により、議会の議決を求めるとしております。また、提案理由につきましては、こちらの表現は1市2町の関連による記述となるものでございます。

次に10ページになります。10ページは財産処分に関する議案であります。題名は、大館市、北秋田郡比内町、及び同郡田代町の廃置分合に伴う財産処分についてでございます。本文は記載のとおりでございますが、記書きといたしまして若干読ませさせていただきます。

北秋田郡比内町及び同郡田代町の財産はすべて大館市に帰属させるとしております。なお、地方自治法が規定する財産処分の議決内容につきましては、財産処分の基本的事項で足りるものとされておりますので、本日、ご確認いただきました協議案第57号、財産の取扱いの内容のすべてとはならないということでご理解をいただきたいと存じます。

次に11ページの方になります。こちらの方は議会の議員の在任特例に関する議案でございます。題

名は大館市、北秋田郡比内町及び同郡田代町の廃置分合に伴う議会の議員の在任の特例についてしております。本文は記載のとおりでございますが、記書きの方を読ませていただきます。

北秋田郡比内町及び同郡田代町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第2号の規定を適用し、大館市の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、引き続き同市の議会の議員として在任するとしており、本案件につきましても表現は合併特例法に沿った表現としておりまして、合併協定書の内容のうち議決事項とされているもののみの記載としております。

次に12ページになります。こちらの方は農業委員会の委員の任期特例の議案でございます。題名は大館市、北秋田郡比内町及び同郡田代町の廃置分合に伴う農業委員会の委員の任期の特例についてでございます。本文は記載のとおりでございますが、記書きの方は、北秋田郡比内町及び同郡田代町の農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第2号の規定を適用し、大館市の農業委員会の委員の残任期間、引き続き同市の農業委員会の委員として在任するとしております。こちらの方も合併協定書の内容のうち、議決事項としてとされているもののみの記載としております。

最後に13ページの方になりますけれども、こちらの方は合併関連4議案の議決後に県知事に対して行う廃置分合申請書の鏡となるものでございまして、申請の方は12月21日に3首長が知事室において行う予定としております。なお、参考資料の方でございますが、参考資料の14ページと15ページの方に、合併関連議案等関連法令をお示ししております。ごらんいただきたいと思います。協議案第64号の説明は以上でございます。よろしくお祈りを申し上げます。

○議長 ただいま説明がありました協議案第64号について、ご意見、ご質問等がございましたら発言をお願いします。ございませんか。

「なし」の声

○議長 それでは、ないようであれば協議案第64号、合併関連議案については原案のとおり決することでご異議ございませんか。

「異議なし」の声

○議長 それでは、協議案64号は原案のとおり決することといたします。

以上で、本日予定されました協議事項はすべて終了いたしました。その他の事項として、委員の皆様から何かご発言ございますか。

「なし」の声

○議長 事務局から何かありますか。

○事務局 今後の協議会の日程でございますが、次回第14回合併協議会は11月22日、月曜日でございますが、午後1時30分から田代町総合開発センターの2階集会室で開催したいと存じます。当日は、新市建設計画に対する県知事からの回答について、それから本日お示ししました合併協定書案の継続審議にあった部分も全部入ったものについてご確認をいただきたいと思います。でございます。

また、第15回の合併協議会は11月29日、調印式当日でございますが、月曜日、午前9時から大館市

の秋北ホテル孔雀の間において開催を予定してございます。このときに、委員の皆様から立会人署名をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それから町長さん、市長さん、町長さん、それから議長の方々には調印式のリハーサルもお願いしたいと考えてございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長 これで、本日の協議はすべて終了いたしました。

第13回の合併協議会も皆様のご協力で、無事終了することができました。長時間のご協議、大変お疲れさまでございます。今後の合併協議会は、ただいま事務局からもお話がございましたけれども22日、29日に予定されておりますので、よろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

○司会 お疲れさまでございました。

これで第13回大館市・比内町・田代町合併協議会を閉会いたします。

長時間にわたり、誠にありがとうございました。

午後3時20分 閉 会

大館市・比内町・田代町合併協議会会議運営規程第5条第2項の規定に基づき署名する。

平成 年 月 日

会長（議長）

委 員

委 員

